

## 国の「宗教的中立」保持の原則

——合衆国最高裁の判例法理——

龍  
澤 信 彦  
(北九州大学)

### 目 次

#### 第二章 宗教国定条項の解釈の枠組みとしての中立の原則

##### 一 エヴァスン判決における「中立」概念の登場とその意味内容

##### 1 宗教国定条項の解釈における厳格中立 strict neutrality・援助禁止 no-aid 原則の宣明

##### 2 宗教国定条項の適用における友好的中立 benevolent neutrality 主義

##### 3 ゴラク判決における友好的中立論の展開

##### 二 エンゲル判決・シェンプ判決における厳格分離・厳格中立論の展開

##### 1 エンゲル判決における厳格分離 strict separation 原則の宣明

##### 2 シェンプ判決における厳格中立 strict neutrality 原則の宣明

#### 第二章 合憲性判断規準としての中立の原則

一 レモン・テストにおける厳格中立の原則

二 レモン・テストの発展

1 インドースメント enforcement・テストにおける厳格中立の原則

2 インドースメント・テストの展開

第三章 少数者の良心の保障としての中立の原則

1 宗教的ヴォランタリズム

2 宗教的多様性

3 多数決原理の排除——少数者の良心の自由——

4 象徴主義・予防主義

第四章 むすび

1 「分離」概念について

2 「中立」概念の採用の意義

3 「中立」原則の自由保障機能

第一章 宗教国定条項の解釈の枠組みとしての中立の原則

一 エヴァスン判決における「中立」概念の登場とその意味内容

1 宗教国定条項の解釈における厳格中立 strict neutrality・援助禁止 no-aid 原則の宣明

合衆国において、今日、広範な宗教的自由が享有されているということは、ヨーロッパの遺産に負うものではなく、アメリカ起原の、教会(宗教)と国家の分離という革命的な憲法原則が、裁判所によって、判例法上の原則として、具体的な判断規準のかたちで、確立せしめられてきたことの成果である。

しかし、そうした進展の歩みは決して順調なものではなかった。一七九一年の合衆国憲法改正のさいに付け加えられた修正一条 First Amendment の宗教の国定 establishment of religion を禁止する条項が、修正一四条(一八六八年に加えられた)を通じて、州に適用される道が開かれたのは、ようやく一九四〇年代に入ることであった。<sup>(1)</sup>そして、連邦最高裁は、一九四七年のエヴァンスン対教育委員会事件 *Everson vs. Board of Education* 判決において、はじめて、宗教国定条項の解釈を示すにいたったのである。

同判決によると、同条項の禁止する宗教の国定とは次のことを意味する。<sup>(2)</sup>

① 政府による教会の設立　これは古典的な establishment の意味である。歴史経験上、当然に何らかの宗教上の強制と良心の圧迫を伴うものであり、アメリカにおいては初期植民地時代にみられた。

② 一特定の宗教を援助する法律の制定　伝統的にはキリスト教の、今日ではユダヤ・キリスト教的一神教の、多数派国民の宗教的信仰、行事、慣行に対する国の支持、支援は許されない、とするものである。

③ 一特定の宗教を他の宗教より優遇する法律の制定　これは一八世紀後半の合衆国建国時代に一般的であった establishment の意味である。このような優遇の禁止のうらがえしとして、宗教間または宗派間において平等・公平な扱いをするのであれば、そして宗教上の強制が伴わないかぎり、政府による支援は許容されうるとする主張がなされ、そのような主張は今日でもみられるのである。

④ すべての宗教を援助する法律の制定　そこで本判決は、宗教・宗派間において平等・公平に行われるもの

であっても、政府による宗教の支援、宗教一般に対する支援が禁止されるとしたものと解される。

⑤ 宗教的な場所に行くことならびに宗教上の告白の強制　これは、植民地時代にみられた。宗教に対する政府の支援の、歴史上典型的な形態である。

⑥ 金額の多少にかかわらずあらゆるかたちの宗教的活動およびあらゆる形態の宗教的機関に対し税金を支出すること　宗教に対する財政的支援は、歴史上典型的な宗教に対する政府の支援の形態である。これを個人の良心の自由の観点から、絶対に禁止されねばならないとした。このような厳格な援助禁止の原則には、植民地時代の経験とマティソンの「宗教課税に反対する請願と抗議」に記された見解とが反映されている。<sup>(3)</sup>

## 2 宗教国定条項の適用における友好的中立 benevolent neutrality 主義

このような解釈を示しながらも、公立学校と私立学校（そのほとんどがカトリックの学校）の生徒の通学バス賃を公費から親に償還する計画を合憲とした。その主な論拠の一つは、次のようなものであった。「(a) 修正一条は、信仰者集団との関係においても無信仰者集団との関係においても、国は中立的であることを要求している。(b) 修正一条は、国がそれらの「いずれとも」敵となることを要求するものではない。国の権力行使によって諸宗教が不利な地位におかれることになつてはならず、また同時にそれらが優遇されることになつてはならない。<sup>(4)</sup>」

右の前半 (a) の部分は、あたかも宗教国定条項の解釈④に示された原則を言いかえているようにみえるが、そのように解することはできない。というのは、宗教と非宗教との間で国は中立的でなければならぬ、という要求は、④の「すべての宗教を援助することも許されない」との原則の別の表現といえるが、(b) の部分が加わることによって意味を変えてしまうように思われるからである。すなわち、宗教信仰者のグループと無信仰者グループとを対等の地位におくという形式論理を前提とする点で、現実のアメリカ社会ではユダヤ・キリスト教的・一神教信

仰を奉ずる人々が多数派を占めているという事実が意図的に伏せられている。しかし、本音は、キリスト教的、ないしユダヤ・キリスト教的に一神教信仰を奉ずる人々が「信仰者集団」の大部分を構成しているのであるから、本件の計画が違憲であるとして、カトリック宗教学校が大部分を占める私立学校の生徒への支援が許されないならば、(b)の論理に従えば、修正二条は、国が信仰者集団の「敵となることを要求する」ともと解していることになるし宗教を「不利な地位におくhandicap」ことになる、というところにあるように思われる。

このように、形式論理的な中立論では、国民のなかの宗教信仰者グループを優遇することは許されないということよりも、彼らを不利な地位におくことは許されないということに力点をおかれているように思われる。判決は警察や消防による公的サーヴィスの供与とバス賃の公費からの償還とを同等に扱い、(宗教的機能への支援となりうる)バス賃の償還が憲法上許されないのならば、教会学校やその生徒が公共的サーヴィスも受けられなくなり、宗教を「不利な地位におく」ことになり、修正一条の宗教国定条項に反する、とする。<sup>(c)</sup>

反対意見を記したラトリッジ裁判官は、宗教上の自由を包括的に保障する修正一条の下では、公立学校または国の機関が、「宗教教育を与え、もしくは宗教教育を受けるのを援助することを禁止している」(傍点は引用者)とする。<sup>(6)</sup>この見解は、国が宗教活動を行うこと、および宗教活動を援助することを禁止され、後者には、人を宗教的活動が行われるところに通わせる誘因incentiveとなるサーヴィスを国が提供する(宗教活動を実質的に支援することも含まれる)としているものと解される。

しかし、本判決は、本件バス賃の供与は、警察や消防等の一般的公共サーヴィスの供与と本質的に異なるところがなく、宗教的機能をもたず、もしもバス賃の償還計画が否定されるならば、それは、国の宗教的中立性の原則に反することになる、としている、と解される。

### 3 ソラク判決における友好的中立論の展開

一九五二年のソラク対クローズン事件 *Norach vs. Clauson* 判決が支持した宗教教育計画のもとでは、宗教を学びたい生徒は、授業時間中に校舎をはなれることができ、宗教教育施設からの出欠状況の報告は、公立学校管理者と宗教教職者との協働を意味するものであった。

この判決の中立論は、「政府は中立的でなければならぬが、それは諸宗派 *sects* の間に競争が起こるばあいのことである」とし、エヴァスン判決の宗教国定条項の解釈③に示された原則（一特定の宗教を他の宗教より優遇してはならない）を守ることが、宗教国定条項の最大限の要求であるというものである。それは、諸宗教・諸宗派間において平等・公平な扱いをするかぎり、政府は諸宗教・諸宗派に対し協動的、協働的姿勢を示すことが許されるということである。

エヴァスン判決の宗教国定条項の解釈とその適用との間に矛盾のあったことは、すでに指摘されたが、その適用においてみられた中立論は、ソラク判決においていっそうはっきりと展開されることになった。

ソラク判決は、一方では、宗教国定条項が次のことを政府に禁止しているとす<sup>(8)</sup>。①宗教団体への財政援助、②宗教教育、③世俗教育と宗教教育の混合、④宗教を強制するための世俗的機関の利用。しかし同時に同判決は、政府は、「宗教団体がその影響力を拡大させる努力を妨げてはなら」ず、「宗教的聖所へ通いたい者たちのために一時的に国の機関の門を閉ざし、その活動を一時停止することは許される」とす<sup>(9)</sup>。そして、「国が公共的行事のスケジュールを宗派の要求に適合させて、宗教教育を奨励し *encourage* 宗教団体に協力する *cooperate* とし、アメリカの最善の伝統に従うことになる」<sup>(10)</sup>。それは「アメリカ国民の宗教的性質を尊重し、公共のサーヴィスを国民の精神的要求に適合させる *accommodate* ことだからである」<sup>(11)</sup>。このような程度の支援は、ソラク判決によると、政府

た多数派の宗教の祈禱、儀式、教義、信条に対する国の支持・支援のしるし stamp となるような国の行為も許されないとしたことは、のちの宗教国定条項に関する判例法の発展にとり、大きな意義をもった。

2 シェンブ判決における厳格中立 strict neutrality 原則の宣明

エンゲル判決に対する反動の嵐も収まりきらない、その翌年(一九六三年)、連邦最高裁は、公立学校における聖書朗読と主の祈りの斉唱とを修正一条に違反する宗教行事だとする判決を下した(アピントン学区対シェンブ事件 *Abington school District vs. Schempp* 判決)。前年のエンゲル判決が各界世論の激しい批判にさらされたこともあり、エンゲル判決の厳格な分離主義を維持し、かつゾラク判決の友好的中立論ないし非優遇の中立論に対応し、これを克服しようとすることは、著しく困難な作業であった。連邦最高裁は、次のような見解を示した。

① 宗教国定条項は、一宗教を他の諸宗教よりも優遇することだけではなく、すべての宗教に対する平等な支援を禁止する。<sup>(19)</sup> 宗教上の強制を伴うことがなくても、国が宗教一般を(諸宗教間・諸宗派間に公平にであっても)支援することは許されない。強制の事実がなくても、国の行為の「目的と主要な効果のいづれか」が宗教の推進助長または抑止をもたらすと認められるならば、それは宗教国定条項に違反する。<sup>(20)</sup>

② 宗教国定条項は政府に宗教上の中立を命じている。歴史の経験よりすれば、「有力な宗派もしくは集団 powerful sects or groups が政府の機能と宗教の機能との癒着、相互の一致協力 concert や依存をもたらす可能性がある」。こうしたことは、「一つのもしくはすべての、一般に正しいとされている宗教の教義 orthodoxies の背後に国の支持 official support をおこなうことになる」がゆえに、宗教国定条項が禁止している。<sup>(21)</sup>

③ 中立の原則のもとでは、とりわけ多数派国民の宗教、信条を支持、支援するものとみられる国の行為が禁止される。中立の概念は「宗教的多数派 the majority of those affected の同意をもつとしても、国が国民に宗教的

行為を要求することを許すものではない」し、「宗教的多数派は、彼らの信仰の実践のために国の機構を利用するものではない」<sup>(22)</sup>。権利章典の目的は、宗教上の自由をはじめとするその保障条項を「多数派の手のとどかないところにおいて、これを裁判所によって適用される法規範として確立することにあつた」<sup>(23)</sup>。ゆえに、連邦最高裁は、宗教国定条項が「宗教信仰とこれを表わす行為について、全ての立法権の行使を停止せしめる」原則を定めるものであるとの解釈を一貫して採ってきたのである。<sup>(24)</sup>

④そのばあいの判断規準は、立法（国の行為）の「目的と主要な効果」のいずれかが「宗教の推進助長 advancement または抑止 inhibition」であるか、または立法の目的が「世俗的 secular」であるか、その主要な効果が宗教の「推進でも抑止でもない」か、というものである。<sup>(25)</sup>（このテストにおける「宗教」は、③の文脈のなかで理解されるべきである。）

⑤政府が厳格に宗教上の中立を保持しなければならないのは次の理由による。（a）ゾラク判決が述べたように「アメリカ人は宗教的国民であり」、宗教がアメリカの歴史と政府との形成に密接なかかわりをもち、公の宗教慣行も存在する。しかし同時に、「世界中から多種多様な宗教的意見をたずさえもってやって来た人びとからなるこの国においては」宗教上の自由は不可欠なのである。<sup>(26)</sup>（b）過去における宗教的迫害の経験をふまえて、連邦憲法およびほとんどの州の憲法に、「ウィリアムズ、ジェファソン、マディソンらの表明した見解がとり入れられることになった」<sup>(27)</sup>。（c）アメリカ社会における宗教の地位は高いが、それは家庭、教会、および個人の conscience と精神 mind という不可侵のとりでに依存するという長い伝統によって達成されたのである。<sup>(28)</sup>

一 レモン・テストにおける厳格中立の原則

レモン対カーツマン事件 *Lemon vs. Kurtzman* 判決で、連邦最高裁は、宗教の国定となるかどうかを判定するための三重のテストを提示した。<sup>(29)</sup> (1)立法(国の行為)の「目的」が「世俗的」であるか。(2)「世俗的目的」がかかげられた国の行為も、それが宗教の推進または抑止という結果を生む可能性が認められるかどうかについて審査されねばならない。それは、「宗教を推進、助長する効果(可能性)」の存否の判断にかかっており、宗教上の強制の存否は問題とならない。問題は、国の行為の性質とその対象からみて、国が世俗的機能とのみ関わり合うことが保証されるかである。<sup>(30)</sup> 国が関わり合う対象の世俗的機能がその宗教的機能から、客観的にみて、分離されるべき措置がとられないかぎり違憲となる。<sup>(31)</sup> (3)だが、そのような規制が、国の、宗教(団体ないしその活動)に対する干渉となり、両者間の対決、抗争、あるいは癒着といった「過度のインタングルメント excessive entanglement の生じる可能性」が認められる。<sup>(31)</sup>

その後の、宗教への経済的支援に関する諸事件において、公金支出が、事実上、宗教(団体ないしその活動)の支援となる可能性をもつと認められるばあいには、違憲とされた。

二 レモン・テストの発展

1 インドースメント endorsement・テストにおける厳格中立の原則

リンチ対ドンリ事件 *Lynch vs. Donnelly* 判決に対する同意意見のなかで、オウロナ S. D. O' Connor 裁判官の示したテストは、エンゲル、シェンブ「両判決の厳格な分離ないし中立の理論に立脚し、レモン・テストを再定義

したものと見える。すなわち、国の行為の目的と効果が、宗教の支持・承認を示すものとなるばあいには違憲である。法律や国の計画、国の活動や慣行の「事実上の目的が宗教の支持・承認を示す endorse こと、もしくは支持・承認しないことを示す disapprove ことにあるか」、目的が何であれ、国の行為が、宗教を「事実上支持・承認すること、または支持・承認しないことを示す message of endorsement or disapproval を伝えるものであるか」について審査がなされ、いずれかについて肯定的な判断に達すれば、違憲となる、というものである。<sup>(32)</sup>

オウコナ裁判官は、このテストが、国の行為が宗教的中立の原則に合致するかどうかの判断において用いられるものであることを次のように指摘した。問題は、国の行為によって、「キリスト教を支持・承認することを示している has endorsed かどうか」<sup>(33)</sup>である。言い換えれば、国が、「キリスト教の支持・承認を示すメッセージ、もしくはキリスト教以外の諸宗教を支持・承認しないことを示すメッセージを伝える」ことを意図し、または事実上そのようなメッセージを伝えていかどうかである。<sup>(34)</sup>キリスト教またはキリスト教信仰の支持・承認を示す endorse メッセージを伝える意図、目的があったか、事実上そうしたメッセージを伝えるものであるかのいずれかが肯定されるばあい、それは事実上、キリスト教以外の宗教およびその信仰、教義に対し、国が支持・承認しないことを示すメッセージを伝えるものであることになる。

エンゲル判決およびシエンブ判決以来、国の宗教との関わり合いの合憲性の判断において、国の行為が、特定の（有力な、支配的な、多数派の）宗教（祈禱、儀式、信条、教義）を国が支配、承認することを表示・示唆し、もしくはそのような外観をつくりだすものと認められれば、宗教の推進、助長の効果が認められるとされてきた。オコウナ裁判官は、このような象徴主義に立脚して発展してきた判断規準をレモン・テストにもり込み、これを定式化しようとして試みたものと解される。

2 インドースメント・テストの展開

リンチ事件判決以降の諸事件において、レモン・テストは、オウコナの示したテストによってアレンジされて適用されることになる。ウォリス対ジャフリ事件 *Wallace vs. Jaffree* において、連邦最高裁は、一分間の沈黙の実施を命じる法律は、世俗的目的をもつものとは認められず、「公立学校における祈禱という活動についての国の支持・承認を示すメッセージを伝えることを企図している」とした。<sup>(36)</sup>

グランドラピッズ学区対ポール事件 *School District of Grand Rapids vs. Ball* 判決では、「効果」の判断は、問題となっている政府の行為がもたらす「教会(宗教)と国との象徴的な結び付き *symbolic union* が、支配的な諸教派 *controlling denominations* の信者にとっては自分の宗教上の選択に対する支持・承認を示すもの *endorsement* と感じとられ、そうした教派に属さない人々にとっては自分の宗教上の選択が支持・承認されないことを示すもの *disapproval* と感じとられることになるかどうか」<sup>(37)</sup> についてなされるものとされた。

アリゲニ郡対ピッツバーグ・アメリカ自由人権協会事件 *Allegheny County vs. Pittsburgh ACLU* 判決は、これまでの判例法の進展を要約するかたちで、宗教国定条項は、「少なくとも、政府が、宗教的信条にかかわる問題について、ひとつの見解 *a position* をとっているような外観を生ぜしめることを禁止し、また、『人のある宗教に対する支持、信奉を、政治的共同体の中での彼の立場に何らかのかたちで関わりをもたせること』<sup>(38)</sup> *Lynch vs. Donnelly*, 465 U.S., at 687 (O'Connor, J., concurring) ]」を禁止している。

オウコナ裁判官の「インドースナメント *endorsement*」テスト(宗教に対する国の支持を表徴する意図または効果をもつか)は、このように、国の行為が表徴するもの、その象徴的意味あい、多数派国民の宗教(信仰、教義、儀式、祈禱など)に対する支持、承認であるか、もしそうであるならば「宗教の国定」と認められるという判断規準とし

て、運用されてきた。

厳格な中立の原則を实效あらしめるものとして、このテストは、次の三つの特徴を含んでいる。(1)象徴主義——宗教への国の支持、支援の外観を生む行為は違憲とされる。(2)多数派の宗教の支持の禁止——国民多数の支持、信奉し、属している宗教に加担し、有力なもしくは支配的な宗教団体を支持、支援しているように見られる行為は禁止される。(3)宗教的少数者の良心の自由——無宗教者や無神論者を含む少数派の人々にとって、国が彼らの宗教上の選択を支持、容認しないことの表明と感じとられる国の行為は禁止される。

### 第三章 少数者の良心の保障としての中立の原則

合衆国最高裁は、一九六三年のシェンプ判決において、宗教国定禁止条項が国に宗教的中立の保持を命じている、と解するのが、過去の関係諸判例の分析を通じての結論であるとした。それ以来、宗教的中立性という枠組みのなかで合憲性判断の諸規準（テスト）を形成してきたことは、すでに概観したとおりである。そうした判断規準は、相互に実質的関連性をもつ、アメリカに伝統的な宗教および良心の自由に関わる思想と価値認識と、そしてそれらに基盤をもつ諸原理・原則に立脚して、形成されてきた。

#### 1 宗教的ヴォランタリズム

宗教上の事柄については個人の自主・自発性が、換言すれば個人の良心の自由が絶対的に尊重されねばならない。宗教、宗派、教会の形成、維持、およびその影響力の拡大はあくまで信徒の自発的な支持にのみ依存すべきであるということは、R・ウィリアムズ、T・ジェファソン、J・マディソンらの基本的な思想であった。

ロジャー・ウィリアムズは、「信仰を守るための迫害を説く血なまぐさい教え」(The Bloody Tenent of Persecution for Cause of Conscience, 1644)のなかで、次のように主張する。神の意思によって、最も異教的なユダヤ的な、トルコ的な、あるいは反キリスト的な信仰や礼拝でも、すべての人民に許されているのであり、これらに対しては「神の聖霊の剣、神の言葉をもって戦うべき」である。国家は「本質上現世的であり……現世的事項にのみその管轄が及ぶ」。ゆえに宗教上の裁定者、支配者、守護者たりえない。そして、宗教の法定や強制的な統一は、宗教と国事とが区別、分離されるべきだとその原理を否認するものであり、「良心を強制し、幾百万の魂を偽善と破滅とに陥らしめる」<sup>(39)</sup>。

また、ジェファソンは「ヴァージニア信教自由法」の前文で、「神は人の心を自由なものとして創り給うた」のであり、ゆえに「人に彼の信じない見解の宣伝のために金銭の供与を強制することは罪深く、圧制的なことである。また、人に彼自身の宗派の教師に対する経済的支援を強制することも不法なことである」と述べている。<sup>(40)</sup> マデイスンも、「宗教課税に反対する請願と抗議」のなかで、次のように論じている。宗教は、すべての人の「信念と良心とに委ねられねばならない」のであって、「自らの信念や良心の命ずるところに従って」宗教を実践する自由は、「本質上不可譲の権利」である。このばあい「人にとって権利とされるものは、人の創造者に対する義務」なのであるから、「他の人々の命令に従いえない」のである。ところで、「創造者に対して敬意を払うことは全ての人の義務であるにせよ」、そのような義務は、各個人が「受け容れることができる」と信する限度においてのみ彼にとつて義務となるにすぎない。<sup>(41)</sup>

エンゲル判決も、シェンプ判決も、彼らの思想に依拠した。エンゲル判決は政府による祈禱の支持や公認を許さず、「宗教的機能を全く人民自身と彼らの選ぶ者とに委ねるべきだとすることは冒瀆的でも反宗教的でもない」と<sup>(42)</sup>

述べた。シェンブ判決も、アメリカ社会で宗教が高い地位を占めるに至っているのは、「家庭、教会、及び個人の心と精神という不可侵のとりでに依存する」<sup>(43)</sup> ことよってであるとするとする。

## 2 宗教的多様性

植民地の多数派は、宗教ないし宗派 sects の多様化を望まなかった。マディソンは、宗教の自由を最も強固に保持するものは、「宗派の多様性 multiplicity of sects」のなかに見いだされると考えた。<sup>(44)</sup> 人口が増加し、稠密となっていくにつれて、多数派もしいに宗派の多様性を容認せざるをえなくなっていく。それは、プロテスタント諸宗派が、互いに他に対し優越的地位を要求しえなくなっていくこと、セクトからデノミネーションへの変容に対応する現象であった。<sup>(45)</sup>

移民、難民からなるといわれるアメリカ社会の発展は、必然の結果としてキリスト教の宗派の多様化のみならず、宗教の多様化をもたらした。そして宗教的多様性についての認識は、厳格な分離ないし中立の原則の判例法上の形成を促してきたといえる。厳格な中立論を展開し、公立学校の聖書朗読を違憲としたシェンブ判決は次のように指摘した。「世界中から多様な宗教的意見をもってやってきた人びとからなるこの国において（五万人以上の構成員をもつ宗教団体が八三、それ以下の規模の宗教団体は無数にある）<sup>(46)</sup> は、宗教、礼拝の自由は不可欠である」<sup>(46)</sup>。

「政府は宗教に対し完全な中立の方針に従わねばならない」として公立学校の「沈黙の時間」を設けることを違憲としたジャフリ判決も次のように述べている。かつては、「キリスト教の一つの宗派 sect を他の宗派より優遇すること」が禁止されたが、「不信仰者、無神論者、あるいはイスラム教やユダヤ教といったキリスト教以外の宗教の信者たちの良心に対する等しい尊重」が求められることはなかった。<sup>(48)</sup> しかし、今日、連邦最高裁は、「修正一条の保護する個人の良心の自由が、どのような宗教信仰を選択する権利も、何ら宗教を信じない権利をも含むもの

であることを明確に判示するにいたっている。<sup>(49)</sup>

また最近、裁判所の建物におけるキリスト生誕図像 *nativity scene* の展示を違憲としたアリゲニ・カウンティ事件判決は、「宗教的多様性 *religious diversity* はアメリカ国民が継承していくべき遺産であるということから、建国の父祖たちは、権利章典を合衆国憲法につけ加えたのである」とし、宗教国定条項は宗教の多様性の尊重を要請している、とする。<sup>(50)</sup>

### 3 多数決原理の排除——少数者の良心の自由

(一) マデイスンは、ジェファスンあての書簡のなかで、合衆国憲法に権利章典を加えることに関連して次のように述べている。このことについての「(プロテスタントが多数派を占める) ニューイングランドにおける反対の一つの理由は、宗教上の宣誓を禁止することによって、憲法が、ユダヤ人、トルコ人、そして不信者たちに門戸を開くことになるということでありました」。そして、ヴァージニアにおいても、「その権利章典は、民衆の風潮に反するものであったような場合には、ことごとく侵犯された」のであり、「良心に関する諸権利を保障すべく明確な規定が存在していたにもかかわらず、もしも立法部の多数 *majority* が、当時、彼らの期待どおりに、民衆の多数によって例の法案「宗教課税法案」が支持されると認めたらば、ヴァージニアに宗教の国定 *a religious establishment* がみられることになったであろうことは周知のことです」。そして、「もしも現在民衆の多数が一宗教を形成しているということがあれば、今日においてもなお、かかる法案が現れるであろう、と確信します<sup>(51)</sup>」。マデイスンは、このように宗教的多数派の要求に従うかたちで、宗教の国定がなされる可能性のあることを強調した。

(二) 修正一条の禁止する「宗教の国定 *establishment of religion*」は、時代によってその意味内容を変えて

きた。それは、国と宗教との関係がどうあるべきかについての憲法原則の進展による。ヴァージニア信教自由法を成立させるための闘争の直接の目的は、「すべてのキリスト教の宗派」に対する財政支援をはかる法案の成立を阻止することにあつた。<sup>(52)</sup> 今日でも、宗教信仰をもつアメリカ国民の多数派は、ユダヤ・キリスト教的一神教信仰以外の宗教信仰や不信仰並びに無神論に対しては、心の中では、決して寛容でありえない。一九六二年に、エンゲル判決が、キリスト教的ないしユダヤ・キリスト教的一神教の神概念を承認することを前提とする祈禱を公立学校の始業時に斉唱させる計画を違憲とし、翌年のシェンブ判決が公立学校における聖書の朗読と主の祈りの斉唱とを違憲の宗教行事だとしたことが国民多数に大きな衝撃を与えるものであつたことは想像に難くない。

(三) 「ヴァージニア信教自由法」の本文の最後に、次のように記されている。「この法律において保護される権利は、人類の自然権であり、この法律を廃止しもしくはその適用を制限しようとする立法」は「自然権に対する侵害」であり、許されない。<sup>(53)</sup> マディソンも、「宗教課税に反対する請願と抗議」のなかで、次のように述べている。宗教は「人の創造主に対する義務」の領域に属し、「全面的に市民共同体の管轄領域外にある」。個人がその信念と良心とに従つてこの義務をどのように果たすかは、市民共同体の機関の関知するところではない。<sup>(54)</sup> 立法部は、この宗教の自由の権利を「神聖不可侵なものとしておかなければならない」。<sup>(55)</sup> エンゲル判決は、建国者たちが、宗教上のこと柄ないし自由に宗教活動を行なう権利を「投票箱によって左右せしめようとはしなかつた」<sup>(56)</sup> とし、シェンブ判決は、宗教国定条項が「宗教信仰とこれを表わす行為について全ての立法権の行使を停止せしめる」禁止原則であるとの見解は連邦最高裁の（一名を除いて）すべての裁判官のつてきたものであるとした。<sup>(57)</sup> それは、少数者の宗教と良心の自由の保障を、多数派の意見にかからしめてはならない、ということであり、宗教国定条項の機能がまさにここにある、ということである。シェンブ判決が述べているように、「多数派の同意」に基づくにせよ、

国が国民に宗教的行事を要求することは許されないのである。<sup>(58)</sup>

(四) エンゲル判決が指摘するように、有力な諸宗派ないしそれらの教義、慣行によって具現される多数派の宗教信仰に対する国の支持をうかがわしめる関わり合いは、宗教的少数者の良心の自由に影響を及ぼす。「一般に公的なものと認められている宗教に従うようにとの間接的な強制的圧力が加えられる」ということである。<sup>(59)</sup> シェンブ判決の宣明した中立の原則は、「個人の心情と精神」という不可侵のとりで」を侵害するような宗教との関わり合いを政府に禁ずるものであった。<sup>(60)</sup> ジャフリ判決は、「個人が自己の信条 *conscience* を選択する自由は、宗教的多数派によって国定される信条を受け入れない権利と一対をなす」とし、次のように述べている。「一時期、この権利は、キリスト教の一宗派を他の宗派より優遇することを禁止するにすぎず、不信仰者、無神論者、あるいは、イスラム教やユダヤ教といったキリスト教以外の宗教の信者の良心を等しく尊重することを要求するものではないと考えられた」。<sup>(61)</sup> しかし、連邦最高裁は「祈禱が諸宗派の間で中立的なものと認められうるという事実が……宗教国定条項による制約を免れしめる役には立ちえない」としてきた<sup>(62)</sup>、また、個人の良心の自由には、「いかなる宗教信仰を選択する権利も、全く信仰をもたない権利も含まれる」ことを明確に示した。<sup>(63)</sup> いずれかの宗派の教義に偏ることのない内容の祈禱の斉唱を公立学校の始業行事として要求する計画を違憲としたエンゲル判決は、「ある特定の宗教信仰の背後に政府の威信、財政支援がおかれる」ばあい、「宗教的少数者 *religious minorities*」に、国によって支援、容認されている支配的な宗教に従うようにとの、強制的圧力が加わることは明白である、とする。<sup>(64)</sup> グランドラビッツ学区対ボウル判決は、政府の行為がもたらす教会(宗教)と国の象徴的な結び付きが「支配的な諸教派 *controlling denominations* の信者らには、彼ら個々人の宗教的選択に対する国の支持・承認を示すものと受けとられ、そうした教派に属していない者には彼ら個々人の宗教上の選択を国が支持・容認しないことを示すものと受けとられるか

どうか」が、「効果」の判断の対象である、とした。<sup>(65)</sup> また、アリゲニ・カウンティ対ピッツバーグ A.C.L.U 判決も、国の行為が、「キリスト教信仰やユダヤ教信仰の支持・承認を示すものとなる」か、「キリスト教徒でもユダヤ教徒でもない人」にどう受けとられるか、が考察されねばならない、とする。<sup>(66)</sup>

#### 4 象徴主義・予防主義

マディソンは、ヴァージニアに「信教自由法」を成立させるためのキャンペーン文書として彼の記した「宗教課税に反対する請願と抗議」のなかで、次のように述べている。ある種の宗教の国定 any one establishment のために、市民に「わずか三ペンスでも寄与するように強いる」ことができる権力 authority によって、他のあらゆる形態の宗教の国定または公の宗教の定立がもたらされるおそれがあるから、市民は細心の警戒心をもって「誤った方針 principle のなかにあらゆる（危険な）結果を洞察し、その方針を否認することにより、そうした結果を回避」すべきである。自由を守るための原則に対する、どれほどささいなと思われる侵害も、より大きな侵害を容認する先例となり、そうした既成事実の積み重ねにより、やがて重大、深刻な原則違反が許容されてしまうことになるから、その第一歩を阻止しなければならない、ということである。

エヴァスン判決は、このマディソンの見解に直接に依拠して、「金額の多少を問わず」宗教的な活動や機関が「どのような名称で呼ばれ、いかなる形態において宗教を教え実践するものであるにせよ」、<sup>(67)</sup> それらを援助するための税金の利用が禁止される、というのが、宗教国定条項の意味するところである、と判示した。<sup>(68)</sup>

エンゲル判決も、マディソンの警告に直接言及し、これに深く留意して、宗教上の自由にとって最大の危険となるものは、政府が「特定の祈禱や宗教儀式に国の支持のしるしとなるものを付与する」ことにあるとし、<sup>(69)</sup> 「特定の宗教信仰の背後に政府の権力 power、威信 prestige、および財政支援をおく」ことは、宗教国定条項に違反する

とした。<sup>(70)</sup> シェンプ判決も、マディソンの警告を想起すべきであるとし、政府の支持が「一般に正しいと認められて<sup>(71)</sup>いる信仰・教義の背後におかれることになる」ような国と宗教との癒着、協調と依存は、宗教国定条項の禁止するところであり、<sup>(72)</sup>問題の宗教行事計画が強制を伴わないという事実も、修正一条に対する比較的軽微な侵害であるという<sup>(73)</sup>ことも、抗弁とはなしえないとして、次のように述べている。「今日したり落ちる程度の流れにすぎない」中立の原則に対する侵害も、「またたく間にたけり狂うこと激流となりうる」からである。

このような象徴主義ないし予防主義は、その後の諸判決を記した裁判官たちにとつての基本的指針となった。いわゆるレモン・テストの「効果」の認定は、宗教的機能に対する(公金による)実質的な支援の可能性の存否についてなされるべきものとされ(レモン判決およびそれ以降の諸判決)、<sup>(74)</sup>また「効果」の認定において、宗教活動に「国の承認(imprimatur)」を与えるものとなるか(ハンティントンビーチ判決)、<sup>(75)</sup>また「効果」の認定において、宗教活動への関与の外観(appearance)が存在すれば特定の宗教の信条に「国の承認(imprimatur)」が与えられていることが示唆され、<sup>(76)</sup>そのような関わり合いは「国による不当な支持の外観(improper appearance of official support)」をつくり出すものとして宗教の推進の効果が認められるとされた(フランタン判決)。<sup>(76)</sup> ストーン判決も、エンゲル、シェンプ両判決の象徴主義を示す文言を援用して宗教推進の効果を指摘した。<sup>(77)</sup>

オウコナ裁判官の提示したインドースメント・テストを構成する中心概念は、右の諸判決に示された象徴主義にたつ判断規準に用いられた概念を言いかえたものであった。国の行為の意図または効果が、「宗教の支持・承認を、またはその不支持・不承認を示すメッセージを伝える communicating a message of government endorsement or disapproval of religion」ものであるかどうか、<sup>(78)</sup>という規準が示された。

その後の関係諸事件において、連邦最高裁は、このインドースメント・テストを援用した。アリゲニ・カウンティ

対ビッツバーグ・アメリカ自由人権協会事件判決は、そうした判例の進展をふまえて、このテストの本質的特徴を次のように指摘した。宗教国定条項は、政府が「宗教的信条にかかわる問題について、ひとつの見解をとっているような外観を生ぜしめること」を禁止しているということである。<sup>(78)</sup>

このように象徴主義ないし外観主義に固くたつて、連邦最高裁は、判断規準を形成してきたが、それは、グランドラビッツ学区対ポウル事件判決が述べているように、国と宗教の「象徴的結びつき」が、「支配的な諸教派の信者」にとって彼らじしんの「宗教上の選択に対する支持・承認と感じとられ」、その反面として「支配的な諸教派に属さない人びと」にとって彼らの「宗教上の選択に対する不支持・不承認と感じとられ」ることがあってはならないからである。<sup>(79)</sup>

合衆国最高裁の判例法上の宗教的中立の原則は、少数者に対する最大限の配慮から、国民多数の宗教信仰に対する支持と受けとられる（外観主義・象徴主義）国の行為は、少数者の良心の侵害のおそれを生む（予防主義）ものとして、禁止されるというものである。

#### 第四章 むすび

##### 1 「分離」概念について

いわゆる教会（宗教）と国家の「分離」という概念は、ジュファスンが用いた比喩、「教会と国家の分離の壁」に由来することはよく知られている。連邦最高裁は、しかしながら、宗教国定条項の解釈において「分離」という概念をほとんど用いることがなかった。

一般に、厳格な分離論として分類されるものは、宗教を私事とし、個人の宗教信仰と良心の領域に対する国の干渉、介入は許されず、国の活動領域は世俗的なこと柄に限定されるべきだとする見解である。宗教は本質的に神と人との関係領域に属し、世俗政府が関与することの許されない、すぐれて「個人的な神聖不可侵な」(エンゲル判決)領域に属するという意味において、宗教は「私事」である。ゆえにまた、宗教を世俗的、政治的利用のために利用してはならないのである。これが、ウィリアムズ、ジュファスン、およびマティスらの政教分離の思想であったし、エンゲル、シェンプ両判決はこのような思想と原理とに立脚していた。

「分離」という概念は、国と宗教との関係についての根本思想(世俗政府の管轄領域と個人の精神的、宗教的領域の分離)の表現の仕方として妥当性をもつと同時に、国の宗教に対するどのような程度、態様の支持、支援も、関与干渉も一切許されるべきではないとの主張を表現するための、強調概念として一般に用いられてきたように思われる。

## 2 「中立」概念の採用の意義

(一) シェンプ判決は、エンゲル判決が全く用いなかった中立性 neutrality の概念を前面に押し出した。この概念の採用は、一つには、次のような司法政策的考慮によるものであったと思われる。前の年のエンゲル判決は、政界、宗教界をはじめとする世論の激しい批判をあびた。このような背景のもとで、シェンプ判決は、次のように述べることを余儀なくされた。「修正一条は、政府に対し、宗教を援助することも宗教に敵対することもしない厳格な中立を命じている」。(81) 「中立」について、連邦最高裁のある裁判官が、「多くの色彩をもつ上衣」のような概念だと評したが、右のようなシェンプ判決の表現は、政府が宗教的な利益や価値について、非宗教的世俗的な利益、価値との間で、平等な保護ないし公平な扱いを保障する、換言すれば、宗教を特別に有利な地位におくことは許さ

れないが、同時に宗教を不利な地位におくことも許されない、との意味に理解しうる。シェンプ判決は、国が、「宗教に敵意を示し、無宗教者を信仰者より優遇する」[*Zorach, at 314*]と「*宗教*」の意味での『世俗主義の宗教』“religion of secularism”を国定する」ことが許されるわけではないし、同判決がそのような効果をもつわけではない、と述べている。<sup>(83)</sup>

(二) 同時に、シェンプ判決における「中立」概念の援用には、より積極的な意図も見いだされる。同判決が強調するように、アメリカは、「世界中から多様な宗教的意見をもってやってきた人々からなる」<sup>(84)</sup>。伝統のあるキリスト教の諸宗派およびそれらの多くの分派、正統派的キリスト教からは異端的とみられる数多くの宗教集団、キリスト教以外の世界中の諸宗教、無神論者、無宗教者などが共存するアメリカ社会<sup>(85)</sup>において、宗教との関係、とりわけ伝統的な、有力支配的な宗教たるキリスト教ないしはユダヤ・キリスト教的一神教信仰との関係で政府機関がとるべき基本の姿勢ないし原則を論じる場合に、「中立」という概念の援用には、それなりの合理性があったと考えられる。

(三) シェンプ判決は、エンゲル判決の見解に基づき、宗教国定条項を、少数者の宗教および良心の自由の保護のために、宗教的多数派に対する政府の支持、支援を厳格に禁止する原則を定めるものと解した。それは、伝統的宗教と政府の活動もしくは公事との分離、有力、支配的な宗教の影響力を国が利用することの禁止を意味する。これは、アメリカに根強い伝統的な考え方、憲法は宗教の公平な支援を禁止してはいない、歴史的には強制の効果を伴うものであってはじめて宗教の国定となるか、あるいはキリスト教ないし一神教（ユダヤ・キリスト教的）信仰はアメリカ建国の基礎であり、デモクラシーの制度や人権の基礎であって、少なくともキリスト教のないしは一神教信仰の社会的、政治的、文化的な影響力の維持、拡大の努力を国が阻害すべきではない、<sup>(86)</sup>などの考え方とはつき

り一線を画そうとするものである。

(四) シェンプ判決が、宗教国定条項の解釈において「中立」の概念を援用したことは、前の年のエンゲル判決にひきつづいて、公的機関におけるキリスト教的行事に対し違憲判断を下すについて、国民がこの結論を受け容れやすいようにとの意図がみられることは、すでに指摘したとおりである。しかし、その中立の原則にしたがえば、政府は宗教の推進を支援してはならず、具体的には、宗教信者の「多数派(キリスト教徒)の同意」に基づくせよ国が宗教的行事を要求することは許されない<sup>(87)</sup>。それは、「中立」を口実に宗教への支援を正当化し、政府の適正な程度の宗教への支援を妨げる「中立」は宗教の自由の原則に違反する、などの主張を受け入れる余地のない、宗教への国の支持、支援を厳格に禁止する原則である。シェンプ判決が、中立の原則が「多数派の宗教活動の自由の権利」と衝突するという見解を受け容れることはできない<sup>(88)</sup>、としたのは、右のような主張に対応しようとしたものであった。

### 3 「中立」原則の自由保障機能

(一) ゆえに、合衆国最高裁の判例の分析において、同最高裁が基本的に「分離」の原則にたっているのか、「中立」の原則にたっているのかという命題の立てかたは、皮相的であって、実益がない。連邦最高裁は、すでに指摘されたように、「分離」の思想と原則とに立脚し、「中立」の概念を用いて、宗教、文化の多様化が極度に進行し、しかもそうした多様性じたいに高い価値を見いだしてこれを守っていくべきだとし、個人の宗教と良心との自由を最大限に保護し、政府による世俗的、政治的目的のための宗教の利用を阻止するという観点から、国が多数派国民の宗教を支持、支援していると少数派の人々によって感じとられる行為は許されない、との判断規準を判例法上確立するにいたった。国のある行為が、国と宗教(多数派国民の所屬する宗教団体並びに彼らによって支持される宗

教の教義、信仰、行事、儀式、慣行など」との協働、相互依存、癒着を象徴するものであるばあい、そこに精神的自由（宗教、良心の自由のみならず、思想、学問の自由および言論、出版等表現の自由等）の侵害の可能性を洞察して、そうした危険な結び付きへの第一歩を阻止すべきであるとの原則を、国の宗教的中立の保持という概念わく組みのなかで、具体的に合憲性判断規準の中に定式化したのである。

(二) 特定の宗教との関わりをもつ国の行為が、強制を伴わないとか、その関与が軽微なものだとして黙認、放置されるとき、やがてその宗教に優越的地位、さらには公的地位を得させるような既成事実が積み重ねられ、当該宗教が政治的目的のために利用されて、宗教と良心との、そして思想と言論との自由の抑圧が国民一般に臨むことになりうる。ここに、マディソンの、国によるわずか「三ペンス」の宗教への寄与の強制に対し断固反対、拒否すべしとの警告の意味がある。合衆国最高裁の、宗教国定条項に関する判例法上の判断規準も、右のような、「三ペンス」に象徴される、自由にとっての危険の招来を予め阻止すべしとの象徴主義と予防の原理を具現するものである。しかしながら、右の判断規準の適用をもって国の行為を違憲と宣言することの意義はただ単に、「宗教の国定をもたらず第一歩」となる国の行為を阻止するだけではない。宗教を支持、支援するものと（国民の多数派または少数者によって）受けとられる政府の行為<sup>89</sup>じたいによって、宗教的少数者の良心の自由に対する抑制の生ずることを阻止することにある。そのような国の行為によって「政府の権力、威信、財政的支援が特定の宗教信仰の背後におかれる」ことになり、そのことが、当該宗教を「一般に公的なものと認められている」ものと、宗教的少数者に感じとらせ、彼らに対しそのような宗教に「従うようにとの間接的な強制の圧力が加えられることになる」<sup>90</sup>からである。

(三) 一九六二年とその翌年の、エンゲル判決とシェンプ判決とにおいては、国の支持が与えられることが禁止

される対象は、特定の宗教とか、有力な宗派、あるいは宗教的多数派などと表現された。しかし、八〇年代にいたると、それは、はっきりと、キリスト教、キリスト教信仰、あるいは、有力な・もしくは支配的な(キリスト教の)デノミネーションなどと表現されるようになった。そしてキリスト教もしくは有力、支配的なデノミネーションに属さない人びと(何らかの宗教信仰・信条をいだいている人、不信仰者、無神論者など)に、キリスト教(信仰)または有力・支配的なデノミネーションを支持していると受けとられる国の行為は、彼らの宗教上の選択を国が支持、容認しないことの表明と感じとられるものであるとして違憲とされる、との判断規程が示され、適用されてきたことは、すでに指摘されたとおりである。多数派の宗教(信仰、教義、儀式、祈禱など)が、国の支持、承認(endorsement)を与えられていると宗教的多数派に感じとられるばあい、社会の有力、支配的な部分を構成している宗教的多数派が、自分たちの宗教上の教義、信条や意見や慣行を、それらに同調せず、従わない一部の人びと、少数者に対して押しつけようとする傾向を助長し、(初期植民地時代にみられたようにに人民多数の要求を基盤として強制手段が立法化されるようなことははやないと言いうるとしても)国民多数もしくは社会による、あるいは隣人や同僚による少数者に対する圧迫は、ときには権力による、法的強制手段をもってするよりも、個人の良心の自由、宗教上の選択の自由をうばい、人の心を奴隸的にするのにずっと効果的であるという経験則に、かような判断規程はその基盤をもっている、と解しうる。

このように、国の宗教的中立の原則を、少数者 minorities の精神的自由の保護の視点から判例法上の合憲性判断規程として発展せしめてきた連邦最高裁は、宗教国定条項(いわゆる政教分離条項)を、個人の精神的自由の保障のために不可欠な条件を守るための、政府の活動ないし権限行使を制約する自由保障の規定として機能せしめ(そのため原告適格要件を著しく緩和し)てきたものと解することができる。

- (1) *Cantwell vs. Connecticut*, 310 U. S. 296 (1940) ; *Minersville School District vs. Gobitis*, 310 U. S. 586 (1940) ; *Murdock vs. Pennsylvania*, 319 U. S. 105 (1943).
- (2) *Everson vs. Board of Education*, 330 U.S. 1 (1947), at 15 ~ 16.
- (3) 瀬澤信彦『国家と宗教の分離』（早稲田大学出版部、一九八五）、「一六五頁以下」。
- (4) *Everson vs. Board of Education*, *op. cit.*, at 18.
- (5) *Ibid.*, at 17 ~ 18.
- (6) *Ibid.*, at 58 ~ 59.
- (7) *Zorach vs. Clauson*, 343 U. S. 306 (1952), at 314.
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*, at 313 ~ 314.
- (11) *Ibid.*, at 314.
- (12) *Ibid.*, at 313.
- (13) *Ibid.*, at 314.
- (14) *Ibid.*, at 313.
- (15) *Engel vs. Vitale*, 370 U. S. 421 (1962), at 430.
- (16) *Ibid.*, at 429.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*, at 432.
- (19) *Abington School District vs. Schempp*, 374 U. S. 222 (1963), at 216.
- (20) *Ibid.*, at 223.
- (21) *Ibid.*, at 222.

- (22) *Ibid.*, at 225 ~ 226.
- (23) *Ibid.*, at 226.
- (24) *Ibid.*, at 222.
- (25) *Ibid.*
- (26) *Ibid.*, at 213 ~ 214.
- (27) *Ibid.*, at 214.
- (28) *Ibid.*, at 226.
- (29) *Lemon vs. Kurtzman*, 403 U. S. 613 (1971) , at 612 ~ 613.
- (30) *Ibid.*, at 616 ~ 619.
- (31) *Ibid.*, at 619 ~ 620.
- (32) *Lynch vs. Donnelly*, 465 U. S. 668 (1984) , at 690.
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*, at 691.
- (35) *Ibid.*, at 692 ~ 694.
- (36) *Wallace vs. Jaffree*, 472 U. S. 38 (1985) , at 60 ~ 61.
- (37) *Grand Rapids School District vs. Ball*, 473 U. S. 373 (1985) , at 390.
- (38) *Allegheny County vs. Pittsburgh ACLU*, 106 L. Ed. 2d 472 (1989) , p. 495.
- (39) 原典「アメリカ史・第一巻(岩波書店、一九六三)」、一九六 ~ 一九七頁。
- (40) 龍澤、前掲書、一六八頁。
- (41) 龍澤、前掲書、一七〇頁。
- (42) *Engel vs. Vitale*, *op. cit.*, at 435.
- (43) *Abington School District vs. Schempp*, *op. cit.*, at 226.

- (44) M. R. Konvitz, *Fundamental Liberties of a Free People* (Cornell University Press, Ithaca, New York, 1962) , P. 32.
- (45) R. E. Morgan, *The Politics of Religious Conflict : Church and State in America* (Pegasus : Western Publishing Co., Inc., New York, 1968) , p. 21.
- (46) *Abington School District vs. Schempp, op. cit.*, at 214.
- (47) *Wallace vs. Jaffree, op. cit.*, at 60.
- (48) *Ibid.*, at 52.
- (49) *Ibid.*, at 52 ~ 53.
- (50) *Allegheny County vs. Pittsburgh ACLU, op. cit.*, p.492.
- (51) M. R. Konvitz, *op. cit.*, pp. 31 ~ 32.
- (52) 瀬澤、前掲書、一六七頁。
- (53) 瀬澤、前掲書、一六九頁。
- (54) 瀬澤、前掲書、一七〇 ~ 一七一頁。
- (54) 瀬澤、前掲書、一七六頁。
- (56) *Engel vs. Vitale, op. cit.*, at 429.
- (57) *Abington School District vs. Schempp, op. cit.*, at 222.
- (58) *Ibid.*, at 225 ~ 226.
- (59) *Engel vs. Vitale, op. cit.*, at 431.
- (60) *Abington School District vs. Schempp, op. cit.*, at 226.
- (61) *Wallace vs. Jaffree, op. cit.*, at 52.
- (62) *Ibid.*, at 60 n. 50.
- (63) *Ibid.*, at 53.
- (64) *Engel vs. Vitale, op. cit.*, at 431.

- (65) *Grand Rapids School District vs. Ball*, *op. cit.*, at 390.
- (66) *Allegheny County vs. Pittsburgh ACLU*, *op. cit.*, at. 511.
- (67) 龍澤'前掲書' 一七 | ~ 一七 | 頁。
- (68) *Everson vs. Board of Education*, *op. cit.*, at 16.
- (69) *Engel vs. Vitale*, *op. cit.*, at 429.
- (70) *Ibid.*, at 431.
- (71) *Abington School District vs. Schempp*, *op. cit.*, at 225.
- (72) *Ibid.*, at 222.
- (73) *Ibid.*, at 225.
- (74) 龍澤'前掲書' 第三編第六 | 章第六節第三項参照。
- (75) *Johnson vs. Huntington Beach Union High School District*, 68 Cal. App. 3d 1, at 13, 137 Cal. Rptr. 43, at 49 (1977) (cert. denied, 434 U. S. 877 [1977]) .
- (76) *Brandon vs. Board of Education*, 635 F. 2d 971 (2d. Cir. 1980) (cert. denied, No. 80-1396 [U.S. Dec. 14, 1981] ) , at 978 ~ 979.
- (77) *Stone vs. Graham*, 449 U. S. 39 (1981) , at 42.
- (78) *Allegheny County vs. Pittsburgh UCLA*, *op. cit.*, p. 495.
- (79) *Grand Rapids School District vs. Ball*, *op. cit.*, at 390.
- (80) *Engel vs. Vitale*, *op. cit.*, at 432.
- (81) *Abington School District vs. Schempp*, *op. cit.*, at 225.
- (82) *Board of Education vs. Allen*, 392 U. S. 236 (1968) , at 249 (Harlan, J., concurring) .
- (83) *Abington School District vs. Schempp*, *op. cit.*, at 225.
- (84) *Ibid.*, at 214.

- (85) *Ibid.*
- (86) *Zorach vs. Clauson, op. cit.*, at 314 ; C. H. Esbeck, "Five Views of Church-State Relations in Contemporary American Thought," *Brigham Young University Law Review* (Vol. 1986 No.2) , pp. 389 ~ 397.
- (87) *Abington School District vs. Schempp, op. cit.*, at 225 ~ 226.
- (88) *Ibid.*
- (89) *Lemon vs. Kurtzman, op. cit.*, at 612.
- (90) *Engel vs. Vitale, op. cit.*, at 431.
- (91) 龍澤、前掲書、110頁 ~ 110頁、117頁 ~ 118頁。